

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

(10万円/1世帯) について

[住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についての概要チラシ \(PDF\)](#)

【支給対象となる世帯】 (I・IIいずれかにあてはまる世帯)

※ I も II も世帯全員が住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合を除く。

I 世帯全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

II 新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯 (**家計急変世帯**)

【支給手続き】

I 世帯全員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯の場合は、

- 対象となる世帯へ与那原町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、必要事項の記入をした上で、同封の返信用封筒にて与那原町へ返信してください。
- **確認書の提出期限は、令和4年5月10日(火)です。**

II 家計急変世帯の場合は、

- 申請が必要です。
- 申請書と別紙収入(所得)見込額申立書に必要事項を記入して、添付書類とともに、与那原町役場福祉課へ郵送、又は窓口までご提出ください。

※添付書類については、申請書の裏面に記載されている内容をしっかり確認して頂き、各自必要な書類を準備の上ご提出ください。

- **家計急変の申請期限は、令和4年9月30日(金)です。**

家計急変の申請書類 ※福祉課窓口でも配布しています。

[家計急変申請書 \(PDF\)](#)

[家計急変申請書 \(記入例\) \(PDF\)](#)

[家計急変 別紙収入\(所得\)見込額申立書 \(PDF\)](#)

[家計急変 別紙収入\(所得\)見込額申立書 \(記入例\) \(PDF\)](#)